

No	頁	新文書（案）	旧文書
65	新： 2-205	<p>第6 救助・救急</p> <p>大規模地震の発生時は、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。</p> <p>従って、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。</p> <p>また、本市が震災対策の目標としている「東京湾北部地震」及び「<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>」のような大規模地震では、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、付近住民、自主防災組織及び企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動にあたる必要がある。</p>	<p>第6 救助・救急</p> <p>大規模地震の発生時は、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。</p> <p>従って、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。</p> <p>また、本市が震災対策の目標としている「東京湾北部地震」及び「本市直下型地震」のような大規模地震では、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、付近住民、自主防災組織及び企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動にあたる必要がある。</p>
66	新： 2-211	<p>7.1 医療に関する情報の収集・伝達</p> <p>【医療班、本部班】</p> <p>傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。</p> <p>そのため「医療班」は「本部班」の協力を得て、医療救護所及び後方医療機関である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備する。</p>	<p>7.1 医療に関する情報の収集・伝達</p> <p>【医療班、本部班】</p> <p>傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。</p> <p>そのため「医療班」は「本部班」の協力を得て、医療救護所及び後方医療施設である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備する。</p> <p>また、市医師会が災害対策本部内（市役所本庁舎内）に設置する災害時医療救護マネジメントセンターと連携し、状況把握、対応の決定、実施の指令が速やかに行える体制を構築する。</p>
67	新： 2-211	<p>7.2 初動医療体制</p> <p>【医療班、保健班、消防組合】</p> <p>初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなく</p>	<p>7.2 初動医療体制</p> <p>【医療班、保健班、消防組合】</p> <p>初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなく</p>

		<p>なった者に対し、応急的な医療を実施するものである。災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に医療救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。</p> <p><u>また、市医師会と連携し、状況把握、対応の決定、実施の指令が速やかに行える体制を構築する。</u></p>	<p>なった者に対し、応急的な医療を実施するものである。災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に医療救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。</p>																																																							
68	新： 2-220	<p>■交通障害物集積所の候補地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>総面積 (㎡)</th> <th>有効面積 (㎡)</th> <th>仮置き可能量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小畔の里クリーンセンター</td> <td>平塚新田 160</td> <td>96,395</td> <td><u>39,000</u></td> <td><u>37,510</u></td> </tr> <tr> <td>旧西清掃センター敷地内</td> <td>笠幡 3299-1</td> <td>23,048</td> <td><u>1,600</u></td> <td><u>2,280</u></td> </tr> <tr> <td>塚下災害廃棄物等一時保管場所</td> <td>笠幡 3334</td> <td>9,748</td> <td>8,000</td> <td><u>7,410</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td><u>129,191</u></td> <td><u>48,600</u></td> <td><u>47,200</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成 <u>25</u> 年 4 月現在</p>	名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置き可能量 (m ³)	小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	<u>39,000</u>	<u>37,510</u>	旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	<u>1,600</u>	<u>2,280</u>	塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	<u>7,410</u>	合計	—	<u>129,191</u>	<u>48,600</u>	<u>47,200</u>	<p>■交通障害物集積所の候補地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>総面積 (㎡)</th> <th>有効面積 (㎡)</th> <th>仮置き可能量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小畔の里クリーンセンター</td> <td>平塚新田 160</td> <td>96,395</td> <td>25,100</td> <td>50,200</td> </tr> <tr> <td>旧西清掃センター敷地内</td> <td>笠幡 3299-1</td> <td>23,048</td> <td>360</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>北久保災害廃棄物等一時保管場所</td> <td>笠幡 2630-1</td> <td>9,565</td> <td>8,500</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>塚下災害廃棄物等一時保管場所</td> <td>笠幡 3334</td> <td>9,748</td> <td>8,000</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>138,756</td> <td>41,060</td> <td>83,920</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 仮置き可能量は、1ha 当たり 20,000m³ のがれきの仮置きが可能として推定した。</p> <p>注2) 平成 23 年 4 月現在。</p>	名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置き可能量 (m ³)	小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	25,100	50,200	旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	360	720	北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	17,000	塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	16,000	合計	—	138,756	41,060	83,920
名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置き可能量 (m ³)																																																						
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	<u>39,000</u>	<u>37,510</u>																																																						
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	<u>1,600</u>	<u>2,280</u>																																																						
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	<u>7,410</u>																																																						
合計	—	<u>129,191</u>	<u>48,600</u>	<u>47,200</u>																																																						
名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置き可能量 (m ³)																																																						
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	25,100	50,200																																																						
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	360	720																																																						
北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	17,000																																																						
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	16,000																																																						
合計	—	138,756	41,060	83,920																																																						
69	新： 2-233	<p>① 内容</p> <p><u>避難勧告又は指示は、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなどし、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、避難勧告又は指示は、以下の内容を明示して行う。</u></p>	<p>① 内容</p> <p>避難勧告又は指示は、以下の内容を明示して行う。</p>																																																							
70	新： 2-236	<p>(4) 災害時要援護者に対する避難誘導</p> <p>災害時要援護者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の</p>	<p>(4) 災害時要援護者に対する避難誘導</p> <p>災害時要援護者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の</p>																																																							

	<p>不備（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、避難所への移動に支障を来すことが予測され、<u>安否確認及び誘導等の避難支援が必要となる。</u></p> <p><u>災害時に災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</u></p> <p><u>市は、本人の同意を得ずして、災害時要援護者の名簿を自治会、自主防災組織、民生委員、福祉事務所、その他避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、災害時要援護者情報の共有により円滑な避難支援に努める。なお、名簿の提供にあたっては、市は名簿を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとる。</u></p> <p>避難誘導者は、把握した災害時要援護者情報に基づき付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、災害時要援護者の安否確認及び誘導等の避難支援に努めなければならない。</p> <p>また、ホームヘルパー、ケースワーカー等の福祉関係者は、災害時要援護者の安否確認及び誘導等の避難支援を最優先として初動活動を実施するものとする。</p>	<p>不備（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、避難所への移動に支障を来すことが予測される。</p> <p>避難誘導者は、事前に把握した災害時要援護者の居住地について付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、災害時要援護者の安否確認及び誘導に努めなければならない。</p> <p>また、ホームヘルパー、ケースワーカー等の福祉関係者は、災害時要援護者の発見及び避難誘導を最優先として初動活動を実施するものとする。</p>
71	<p>新： 2-237</p> <p>(5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策</p> <p>児童、生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するように努める。</p> <p><u>市は小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</u></p> <p>また、学校、施設、病院においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導するものとする。</p>	<p>(5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策</p> <p>児童、生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するように努める。</p> <p>また、学校、施設、病院においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導するものとする。</p>

19.1 公共建築物
19.2 道路施設
19.3 河川施設
19.4 農業集落排水事業処理施設
19.5 鉄 道
19.6 その他の施設

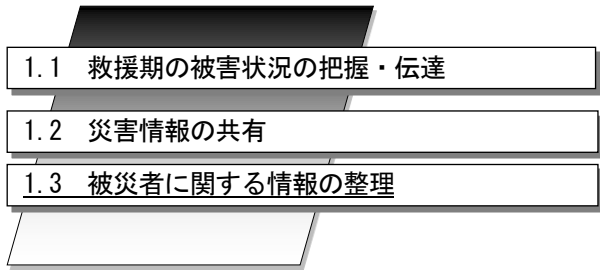
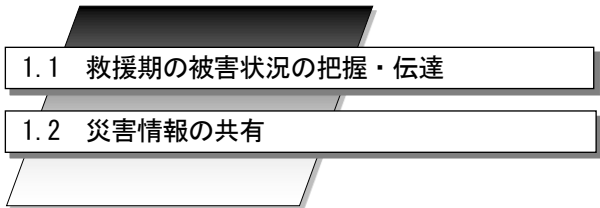
「公共施設等の応急復旧」	
事項	担当班
19.1 公共建築物 (1) 応急対策 (2) 応急危険度判定 (3) 応急措置 (4) 電算システムの応急対策	各施設管理者、 建設班、 情報処理班
19.2 道路施設 (1) 自動車専用道路、国道 (2) 県道 (3) 市道	道路班、 建設管理班、 広報班
19.3 河川施設 (1) 国及び県管理河川 (2) 市管理河川 (3) 広報	河川班、 建設管理班、 現地調査班、 広報班
19.4 農業集落排水事業の処理施設	農政課
19.5 鉄道 (1) 東日本旅客鉄道(株)の応急対策 (2) 東武鉄道(株)の応急対策 (3) 西武鉄道(株)の応急対策	東日本旅客鉄道(株) 東武鉄道(株) 西武鉄道(株)

19.1 公共建築物
19.2 道路施設
19.3 河川施設
19.4 鉄 道
19.5 その他の施設

「公共施設等の応急復旧」	
事項	担当班
19.1 公共建築物 (1) 応急対策 (2) 応急危険度判定 (3) 応急措置 (4) 電算システムの応急対策	各施設管理者、 建設班、 情報処理班
19.2 道路施設 (1) 自動車専用道路、国道 (2) 県道 (3) 市道	道路班、 建設管理班、 広報班
19.3 河川施設 (1) 国及び県管理河川 (2) 市管理河川 (3) 広報	河川班、 建設管理班、 現地調査班、 広報班
19.4 鉄道 (1) 東日本旅客鉄道(株)の応急対策 (2) 東武鉄道(株)の応急対策 (3) 西武鉄道(株)の応急対策	東日本旅客鉄道(株) 東武鉄道(株) 西武鉄道(株)
19.5 その他の施設	関係各班

		<p>19.6 その他の施設</p> <p>(1) 不特定多数の人が利用する公共施設</p> <p>(2) 畜産施設等</p> <p>(3) 医療救護活動施設</p> <p>(4) 社会福祉施設</p>	<p>関係各班</p> <p>農政班</p> <p>医療班</p> <p>要援護者支援班</p>	<p>(1) 不特定多数の人が利用する公共施設</p> <p>(2) 畜産施設等</p> <p>(3) 医療救護活動施設</p> <p>(4) 社会福祉施設</p>	<p>農政班</p> <p>医療班</p> <p>要援護者支援班</p>
73	新: 2-273	<p>19.4 農業集落排水事業の処理施設</p> <p style="text-align: right;">【農政課】</p> <p>地震により農業集落排水施設が被害を受けた場合、速やかに農業集落排水施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握し、必要に応じて緊急措置を講ずる。</p>		(新規)	
74	新: 2-276	<p>① 運転規制</p> <p>強い地震を感知したとき、または、緊急地震速報による震度4以上予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停車させ、その後の取扱いは次による。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。 ・震度4を観測したときは、55 km/h以下で次駅または先行列車が停止していた位置まで注意運転をする。 ・震度5弱を観測したときは、25 km/h以下で次駅または先行列車が停止していた位置まで注意運転をする。 ・震度5強以上を観測したときは、要注意箇所等の点検をし、点検が終わるまで列車の運転を中止する。 </div> <p>② 乗務員の対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断したときまたは緊急地震速報の予報を受信するか運転指令長から停止手配の指令があったときは、速やかに列車を安全な個所（橋りょう、架道橋下、築堤、切取箇所等はなるべく避ける。）に停止させる。</p> </div>		<p>① 運転規制</p> <p>地震が発生したときの取扱いは、次によるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・震度4弱ときは、時速55 km以下で注意運転をする。 ・震度5弱ときは、時速25 km以下で次駅まで注意運転をする。 ・震度5強以上弱ときは、電気司令長及び施設司令長に要注意箇所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。 </div> <p>② 乗務員の対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合、又は運転司令から停止手配の指令があったときは、原則として直ちに列車を停止させる。 ・駅間の途中で列車を停止させる箇所はできるだけ橋梁、ずい道、深い切り取り、高い築堤等、地震の被害を受けやすい箇所は避ける。また、必要に応じてパンダグラフを降下し、転動防止の処置をとる。 </div>	
75	新:	<p>(2) 帰宅困難な観光客への支援</p> <p>職場や学校といった組織に属さない買い物客、観光客等については、情</p>		(2) 帰宅困難な観光客への支援	職場や学校といった組織に属さない買い物客、観光客等については、情

2-280	<p>報・救援物資の提供を受けることが比較的難しいことから、行動の判断が付きにくく、駅周辺での滞留や不安による集団的な混乱を引き起こすことが予想される。</p> <p>また、高齢者、障害者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者等は、避難に時間と支援を要することが多い。</p> <p>そのため、本市は、これら帰宅困難者の安全確保と帰宅行動を支援するため、滞留場所周辺の避難場所や公共施設を、帰宅困難者のため一時滞在施設として開放し、誘導する。その際、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全に避難の誘導や避難の介助を行う。</p> <p>地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に一時滞在施設の確保に努める。なお、一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、柔軟に安全な施設を確保するとともに、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう努める。</p>	<p>報・救援物資の提供を受けることが比較的難しいことから、行動の判断が付きにくく、駅周辺での滞留や不安による集団的な混乱を引き起こすことが予想される。</p> <p>そのため、本市は、これら帰宅困難者の安全確保と帰宅行動を支援するため、滞留場所周辺の避難場所や公共施設を、帰宅困難者のため一時滞在施設として解放し、誘導する。</p> <p>地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に一時滞在施設の確保に努める。なお、一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、柔軟に安全な施設を確保する。</p>
-------	--	--

76	<p>新： 2-285</p>	<p>第1 災害情報の収集・伝達・共有</p> <p>救援期において実施すべき災害情報の収集・伝達、及び配慮すべき災害情報の共有について、次に示す。</p> <div style="text-align: center;">  <p>1.1 救援期の被害状況の把握・伝達</p> <p>1.2 災害情報の共有</p> <p>1.3 被災者に関する情報の整理</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">「災害情報の収集・伝達・共有」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）</td> <td>本部班、情報収集連絡班</td> </tr> </tbody> </table>	「災害情報の収集・伝達・共有」		事項	担当班	1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報収集連絡班	<p>第1 災害情報の収集・伝達・共有</p> <p>救援期において実施すべき災害情報の収集・伝達、及び配慮すべき災害情報の共有について、次に示す。</p> <div style="text-align: center;">  <p>1.1 救援期の被害状況の把握・伝達</p> <p>1.2 災害情報の共有</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">「災害情報の収集・伝達・共有」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）</td> <td>本部班、情報収集連絡班</td> </tr> </tbody> </table>	「災害情報の収集・伝達・共有」		事項	担当班	1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報収集連絡班
「災害情報の収集・伝達・共有」															
事項	担当班														
1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報収集連絡班														
「災害情報の収集・伝達・共有」															
事項	担当班														
1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報収集連絡班														

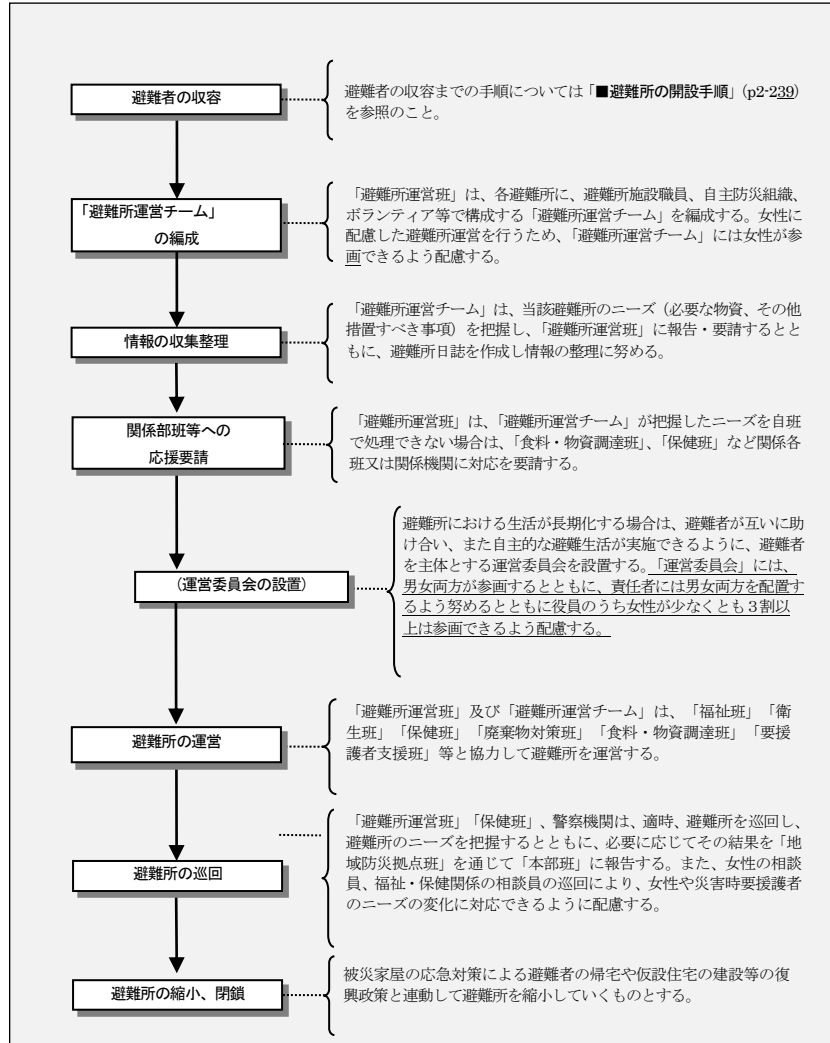
		<table border="1"> <tr> <td>1.2 災害情報の共有</td> <td>情報収集連絡班</td> </tr> <tr> <td>1.3 被災者に関する情報の整理</td> <td>情報収集連絡班</td> </tr> </table>	1.2 災害情報の共有	情報収集連絡班	1.3 被災者に関する情報の整理	情報収集連絡班	<table border="1"> <tr> <td>1.2 災害情報の共有</td> <td>情報収集連絡班</td> </tr> </table>	1.2 災害情報の共有	情報収集連絡班												
1.2 災害情報の共有	情報収集連絡班																				
1.3 被災者に関する情報の整理	情報収集連絡班																				
1.2 災害情報の共有	情報収集連絡班																				
77	新： 2-285	<p>1.2 災害情報の共有</p> <p style="text-align: center;">【情報収集連絡班】</p> <p>「情報収集連絡班」は、各部班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記載し、そのコピーを随時各部班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>・避難所の開設地点及び避難人数等</td> <td>・ヘリポート</td> <td>・物資輸送拠点</td> </tr> <tr> <td>・応急仮設住宅の建設予定地</td> <td>・ごみの集積地</td> <td>・通行不能地点</td> </tr> <tr> <td>・交通規制地点</td> <td>・停電、断水区域</td> <td>・その他必要な情報</td> </tr> </table> <p>また市は、市町村・都道府県の区域を越え市外へ避難した被災者、市内で受け入れた被災者について、市町村の情報や物資を確実に届けることができるよう、避難元・避難先の市町村間で避難者情報を共有し、連携を図る。</p>	・避難所の開設地点及び避難人数等	・ヘリポート	・物資輸送拠点	・応急仮設住宅の建設予定地	・ごみの集積地	・通行不能地点	・交通規制地点	・停電、断水区域	・その他必要な情報	<p>1.2 災害情報の共有</p> <p style="text-align: center;">【情報収集連絡班】</p> <p>「情報収集連絡班」は、各部班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記載し、そのコピーを随時各部班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>・避難所の開設地点及び避難人数等</td> <td>・ヘリポート</td> <td>・物資輸送拠点</td> </tr> <tr> <td>・応急仮設住宅の建設予定地</td> <td>・ごみの集積地</td> <td>・通行不能地点</td> </tr> <tr> <td>・交通規制地点</td> <td>・停電、断水区域</td> <td>・その他必要な情報</td> </tr> </table>	・避難所の開設地点及び避難人数等	・ヘリポート	・物資輸送拠点	・応急仮設住宅の建設予定地	・ごみの集積地	・通行不能地点	・交通規制地点	・停電、断水区域	・その他必要な情報
・避難所の開設地点及び避難人数等	・ヘリポート	・物資輸送拠点																			
・応急仮設住宅の建設予定地	・ごみの集積地	・通行不能地点																			
・交通規制地点	・停電、断水区域	・その他必要な情報																			
・避難所の開設地点及び避難人数等	・ヘリポート	・物資輸送拠点																			
・応急仮設住宅の建設予定地	・ごみの集積地	・通行不能地点																			
・交通規制地点	・停電、断水区域	・その他必要な情報																			
78	新： 2-286	<p>1.3 被災者に関する情報の整理</p> <p style="text-align: center;">【情報収集連絡班】</p> <p>「情報収集連絡班」は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳には、<u>氏名、生年月日、性別、住所又は居所、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況、援護の実施状況、要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由等を記載する。</u>なお、<u>台帳の作成にあたって必要な個人情報を利用できることとする。</u></p> <p>なお、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報及び避難</p>	(新規)																		

場所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

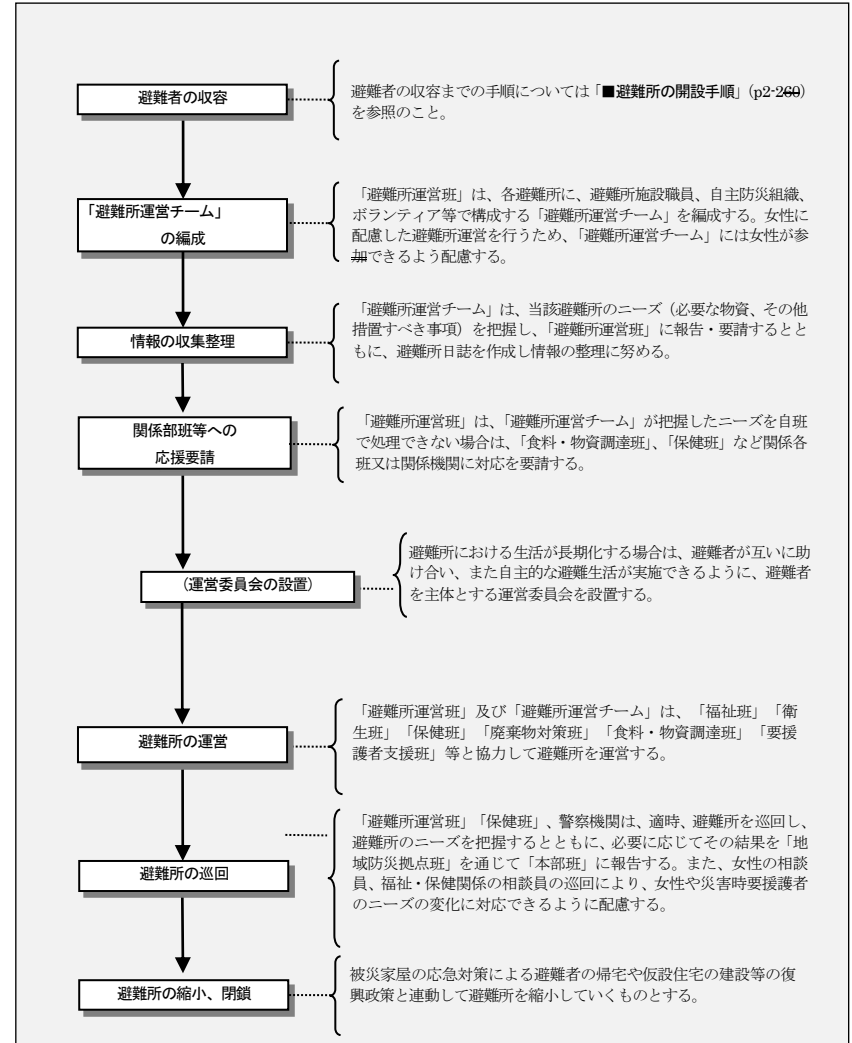
また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等が把握した災害時要援護者の居場所や安否の確認の情報の把握に努める。

79 新：
2-292

■避難所の開設から閉鎖までの手順



■避難所の開設から閉鎖までの手順



80	新： 2-293	<p>(2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給</p> <p>「避難所運営班」は、避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が可能でないものについては、「食料・物資調達班」へ要請する。また、到着した食料や物資を受け入れ、配布する。<u>物資の受け取り、配布の際は、物品の受払簿に記入する。なお、生理用品・女性用下着の女性による配布や生理用品を女性トイレに常備するなど、配布方法を工夫する。</u></p>	<p>(2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給</p> <p>「避難所運営班」は、避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が可能でないものについては、「食料・物資調達班」へ要請する。また、到着した食料や物資を受け入れ、配布する。この際、物品の受払簿に記入する。</p>
81	新： 2-295	<p>(2) プライバシーの保護</p> <p>「避難所運営班」及び「避難所運営チーム」は、避難所でのプライバシーの保護のため、<u>幼児連れ、単身女性や女性のみ</u>の世帯等のエリアの設定など間仕切り等の設営に努める。</p>	<p>(2) プライバシーの保護</p> <p>「避難所運営班」及び「避難所運営チーム」は、避難所でのプライバシーの保護のため、間仕切り等の設営に努める。</p>
82	新： 2-295	<p>(7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮</p> <p><u>避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別更衣室、男女別トイレ、女性専用の物干し場及び授乳室等は開設当初から設置できるように努める。</u></p> <p><u>また、女性や子どもに対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室等の場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど安全に配慮する。就寝場所等の巡回警備や防犯ブザーの配布など安全・安心の確保に配慮する。暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底する。</u></p>	<p>(7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮</p> <p>女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等は開設当初から設置できるように努める。また、セクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮するとともに、注意喚起に努める。</p>
83	新： 2-300	<p>(4) 被災者への保健管理及び保健指導</p> <p>避難所の収容者等については、避難生活が長期化した場合を考慮し、健康状態に不調を訴える者、特に、<u>妊産婦</u>、乳幼児、高齢者及び障害者等に対し、あるいはその予防措置として保健師等による定期的な巡回相談を実施して、被災者の健康管理や保健指導を行うものとする。</p> <p><u>また、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うよう努める。</u></p>	<p>(4) 被災者への保健管理及び保健指導</p> <p>避難所の収容者等については、避難生活が長期化した場合を考慮し、健康状態に不調を訴える者、特に、乳幼児、高齢者及び障害者等に対し、あるいはその予防措置として保健師等による定期的な巡回相談を実施して、被災者の健康管理や保健指導を行うものとする。</p>

84	新： 2-301	<p>(2) 避難所等における動物の適正な飼養</p> <p>避難所では、動物を、指定された場所で繋いで飼養するか、檻の中で飼養することとし、居住スペースへの動物の持ち込みを原則禁止する。</p> <p>また、本市は、獣医師会などと協力して、避難所や応急仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>	<p>(2) 避難所等における動物の適正な飼養</p> <p>本市は、獣医師会などと協力して、避難所や応急仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>																																																							
85	新： 2-305	<p>■廃棄物仮置場の候補地</p> <table border="1" data-bbox="293 448 1207 783"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>総面積 (㎡)</th> <th>有効面積 (㎡)</th> <th>仮置き可能量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小畔の里クリーンセンター</td> <td>平塚新田 160</td> <td>96,395</td> <td>39,000</td> <td>37,510</td> </tr> <tr> <td>旧西清掃センター敷地内</td> <td>笠幡 3299-1</td> <td>23,048</td> <td>1,600</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td>塚下災害廃棄物等一時保管場所</td> <td>笠幡 3334</td> <td>9,748</td> <td>8,000</td> <td>7,410</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>129,191</td> <td>48,600</td> <td>47,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成 25 年 4 月現在</p>	名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置き可能量 (m ³)	小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	39,000	37,510	旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	1,600	2,280	塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	7,410	合計	—	129,191	48,600	47,200	<p>■廃棄物仮置場の候補地</p> <table border="1" data-bbox="1234 448 2148 943"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>総面積 (㎡)</th> <th>有効面積 (㎡)</th> <th>仮置き可能量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小畔の里クリーンセンター</td> <td>平塚新田 160</td> <td>96,395</td> <td>25,100</td> <td>50,200</td> </tr> <tr> <td>旧西清掃センター敷地内</td> <td>笠幡 3299-1</td> <td>23,048</td> <td>360</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>北久保災害廃棄物等一時保管場所</td> <td>笠幡 2630-1</td> <td>9,565</td> <td>8,500</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>塚下災害廃棄物等一時保管場所</td> <td>笠幡 3334</td> <td>9,748</td> <td>8,000</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>138,756</td> <td>41,060</td> <td>83,920</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 仮置き可能量は、1ha 当たり 20,000m³ のがれきの仮置きが可能として推定した。</p> <p>注2) 平成 23 年 4 月現在。</p>	名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置き可能量 (m ³)	小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	25,100	50,200	旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	360	720	北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	17,000	塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	16,000	合計	—	138,756	41,060	83,920
名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置き可能量 (m ³)																																																						
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	39,000	37,510																																																						
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	1,600	2,280																																																						
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	7,410																																																						
合計	—	129,191	48,600	47,200																																																						
名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置き可能量 (m ³)																																																						
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	25,100	50,200																																																						
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	360	720																																																						
北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	17,000																																																						
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	16,000																																																						
合計	—	138,756	41,060	83,920																																																						
86	新： 2-309	<p>□避難所への仮設トイレの設置</p> <p>被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。また、ユニバーサルデザインのトイレを最低でも1つは設置するよう検討する。また、女性や子どもに対する暴力等を予防するため、トイレは昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど安全に配慮する。</p>	<p>□避難所への仮設トイレの設置</p> <p>被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。</p>																																																							

87	新： 2-313	<p>選定にあたっては、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を優先的に入居させる等、配慮するものとする。</u></p> <p>なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等への配慮を行い、良好なコミュニティの形成に努める。</p>	<p>選定にあたっては、高齢者世帯や身体障害者世帯等の災害時要援護者を優先的に入居させる等、配慮するものとする。</p> <p>なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等への配慮を行い、良好なコミュニティの形成に努める。</p>
88	新： 2-314	<p>② 相談窓口の設置</p> <p><u>応急仮設住宅での、生活が長期化すると、生活環境の変化により、様々な不安や悩み、ストレスを抱えることが懸念される。また、女性に対する暴力や他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくる。</u></p> <p>そのため、「<u>建築・住宅班</u>」は「市民相談班」と協力して入居者相談窓口を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。<u>また、保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努める。</u></p>	<p>② 相談窓口の設置</p> <p>応急仮設住宅での、生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生することが考えられる。</p> <p>そのため、「住宅班」は「市民相談班」と協力して入居者相談窓口を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。</p>
89	新： 2-323	<p>□文化財への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。 ・上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。 ・市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 ・移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。 ・重要伝統的建造物群保存地区内の建造物及び都市景観重要建築物等にあつては、管理者又は所有者が「都市計画班」に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 	<p>□文化財への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。 ・上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。 ・市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 ・移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。 ・重要伝統的建造物群保存地区内の建造物及び都市景観重要建築物等にあつては、管理者又は所有者が「都市計画班」に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・早期に自治会や市民団体等と連携する。 ・防災施設の管理及び点検を行い、適切な措置を講じる。 																																	
90	新： 2-327	<p>■救援物資の集積所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話(049)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越運動公園総合体育館</td> <td>大字下老袋388-1</td> <td>224-8765</td> <td>敷地面積：135,000m²</td> </tr> <tr> <td>埼玉川越総合地方卸売市場</td> <td>大字大袋650</td> <td>240-2246</td> <td>敷地面積：181,000m²</td> </tr> <tr> <td>川越市なぐわし公園</td> <td>大字鯨井1216</td> <td>239-0315</td> <td>敷地面積：83,000m²</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話(049)	備考	川越運動公園総合体育館	大字下老袋388-1	224-8765	敷地面積：135,000m ²	埼玉川越総合地方卸売市場	大字大袋650	240-2246	敷地面積：181,000m ²	川越市なぐわし公園	大字鯨井1216	239-0315	敷地面積：83,000m ²	<p>■救援物資の集積所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話(049)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越運動公園総合体育館</td> <td>大字下老袋388-1</td> <td>224-8765</td> <td>面積：有効61.6m×38.6m 高さ：有効16.0m</td> </tr> <tr> <td>埼玉川越総合地方卸売市場</td> <td>大字大袋650</td> <td>240-2246</td> <td>敷地面積：181,000m²</td> </tr> <tr> <td>川越市なぐわし公園 温水利用型健康運動施設「PiKOA(ぴこあ)」</td> <td>大字鯨井1216</td> <td>239-0315</td> <td>敷地面積：83,000m²</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話(049)	備考	川越運動公園総合体育館	大字下老袋388-1	224-8765	面積：有効61.6m×38.6m 高さ：有効16.0m	埼玉川越総合地方卸売市場	大字大袋650	240-2246	敷地面積：181,000m ²	川越市なぐわし公園 温水利用型健康運動施設「PiKOA(ぴこあ)」	大字鯨井1216	239-0315	敷地面積：83,000m ²
名称	所在地	電話(049)	備考																																
川越運動公園総合体育館	大字下老袋388-1	224-8765	敷地面積：135,000m ²																																
埼玉川越総合地方卸売市場	大字大袋650	240-2246	敷地面積：181,000m ²																																
川越市なぐわし公園	大字鯨井1216	239-0315	敷地面積：83,000m ²																																
名称	所在地	電話(049)	備考																																
川越運動公園総合体育館	大字下老袋388-1	224-8765	面積：有効61.6m×38.6m 高さ：有効16.0m																																
埼玉川越総合地方卸売市場	大字大袋650	240-2246	敷地面積：181,000m ²																																
川越市なぐわし公園 温水利用型健康運動施設「PiKOA(ぴこあ)」	大字鯨井1216	239-0315	敷地面積：83,000m ²																																
91	新： 2-331	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の意向を十分尊重した震災復旧・復興を行う。 ○原状復旧に留まらず、再度の災害を防止できる震災復旧・復興を行う。 ○復興後のまちの姿を明確にして、計画的な震災復旧・復興を行う。 ○被災者、被災事業者に対する生活再建等の支援をきめ細かく行う。 ○男女共同参画の視点を反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の意向を十分尊重した震災復旧・復興を行う。 ○原状復旧に留まらず、再度の災害を防止できる震災復旧・復興を行う。 ○復興後のまちの姿を明確にして、計画的な震災復旧・復興を行う。 ○被災者、被災事業者に対する生活再建等の支援をきめ細かく行う。 																																
92	新： 2-334	<p>① 市民ニーズの把握</p> <p>市民の復旧に対するニーズを迅速に把握し、計画に反映する。<u>住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備する。</u></p>	<p>① 市民ニーズの把握</p> <p>市民の復旧に対するニーズを迅速に把握し、計画に反映する。</p>																																
93	新： 2-344	<p>(4) り災証明書の発行</p> <p>「福祉班」は、り災台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対しり災</p>	<p>(4) り災証明書の発行</p> <p>「生活再建支援班」は、り災台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に</p>																																

		証明書を遅滞なく発行する。	対しり災証明書を発行する。
94	新： 2-369	<p>3.1 市の広報</p> <p style="text-align: center;">【広報室、消防組合】</p> <p>本市及び消防組合は、速やかに市民に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、消防車等を活用し、冷静な対応を呼びかける広報を行う。</p> <p><u>なお、防災行政無線や広報車等の手段では、子育てや介護等で自宅にいる者には届きにくいことも想定されるため、平常時からメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の情報伝達手段を整備する。</u></p> <p>情報の確認を求める問合せには、専用の窓口を開設し、その段階での確かな情報を、正しい理解が得られるよう注意し、適正に回答する。</p> <p>混乱の発生が予想される現場では、必要な広報及び措置を講ずるとともに、関係機関（県危機管理防災部消防防災課、警察署等）へ緊急に通報する。</p>	<p>3.1 市の広報</p> <p style="text-align: center;">【広報室、消防組合】</p> <p>本市及び消防組合は、速やかに市民に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、消防車等を活用し、冷静な対応を呼びかける広報を行う。</p> <p>情報の確認を求める問い合わせには、専用の窓口を開設し、その段階での確かな情報を、正しい理解が得られるよう注意し、適正に回答する。</p> <p>混乱の発生が予想される現場では、必要な広報及び措置を講ずるとともに、関係機関（県危機管理防災部消防防災課、警察署等）へ緊急に通報する。</p>
95	新： 2-380	<p>(1) 運行措置方針</p> <p><u>警戒宣言が発せられた後の運行計画については、各報道機関・駅構内の掲示板・放送等により予め利用者に周知させるとともに、時差退社および近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け、混乱防止に協力を要請する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○警戒宣言発令当日</p> <p>通常ダイヤを使用して減速運転を行い、これに伴う列車の遅延には運転整理で対応する。</p> <p>○警戒宣言発令の翌日以降</p> <p>別に定める運行図表（降雪・地震ダイヤ）により運転する。</p> </div>	<p>(1) 運行措置方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○警戒宣言発令当日の運行措置</p> <p>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。</p> <p>なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転等を行うので輸送力は平常ダイヤより減少する。</p> <p>○警戒宣言発令の翌日以降、発災又は警戒解除宣言までの運行措置</p> <p>地震ダイヤ（仮称）をあらかじめ作成し、減速運転を行う。なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p> </div>

96	新： 2-388	<p>□発信通話の制限</p> <p>災害時優先電話等の電話を確保するため、一般の通話を制限する。</p>	<p>□発信通話の制限</p> <p>災害時優先電話等の電話を確保するため、一般の通話及び店頭公衆電話（赤色）の通話を制限する。</p>
97	新： 2-389	<p>《参考》</p> <p>◆トーキー案内の用語例</p> <p>「こちらはNTTです。ただいま、電話は大変混み合っておりかかりにくくなっています。ご迷惑をおかけしておりますが、平常に戻るまでには相当時間がかかる見込みです。ご了承ください。」</p>	<p>《参考》</p> <p>◆トーキー案内の用語例</p> <p>「こちらはNTTです。ただいま、電話は大変混み合っておりかかりにくくなっています。ご迷惑をおかけしておりますが、平常に戻るまでには相当時間がかかる見込みです。ご了承ください。なお、お急ぎの方は青色、黄色又は緑色の公衆電話をご利用ください。」</p>
98	新： 2-392	<p>第8 農業集落排水事業処理施設対策</p> <p>警戒宣言が発せられた場合は、必要な資材、工具、車両等を確保し、応急出動に備えるとともに、必要に応じて、手持ちの資機材の数量確認及び必要により資機材の確保に努める。</p>	<p>(新規)</p>
99	新： 2-398	<p>第2 自治会、自主防災組織のとりべき措置</p> <p>「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で自治会又は自主防災組織の講ずべき措置は、次に示すとおりである。</p> <p><u>なお、日頃から、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図る。</u></p> <p><u>また、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮する。</u></p>	<p>第2 自治会、自主防災組織のとりべき措置</p> <p>「平常時」、「東海地震注意情報発表（報通開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で自治会又は自主防災組織の講ずべき措置は、次に示すとおりである。</p>

100	新： 2-400	<p>第3 事業所のとるべき措置</p> <p>「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市内の各事業所の講ずるべき措置は、次に示すとおりである。</p> <p><u>なお、自衛防災組織を結成する際は、女性の参画に努める。</u></p>	<p>第3 事業所のとるべき措置</p> <p>「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市内の各事業所の講ずるべき措置は、次に示すとおりである。</p>
101	新： 3-1	<p>本市では、台風や豪雨等によって過去に洪水や内水はん濫がしばしば発生し、大きな被害を受けてきたが、治水対策等を順次実施することで、古くから水害常襲地帯であった荒川や入間川流域の低地帯では被害がかなり減少している。</p> <p>その反面、台地周辺の中小河川流域で市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が減少し、雨水の流出量が増えるなど、いわゆる都市型の水害の発生が見られるようになった。</p> <p>特に、近年は局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、本市においても時間当たり40mm以上の降雨が発生し、中小河川流域や市街地を中心とした浸水被害が発生している。</p> <p><u>また、竜巻による突風被害も発生しており、風水害の被害は多様化している。</u></p> <p>今後もこれまでにない厳しい気象現象が起りうる環境下において、本市は、その地理的・地形的条件から、大きな浸水被害を受ける危険性を有している。</p> <p>このため、これらの災害が発生した場合であっても被害をできる限り少なくするために、本市は風水害に強い都市環境の整備、体制づくり及び市民との協働を大きな柱として、次に示す風水害予防計画を推進する。</p>	<p>本市では、台風や豪雨等によって過去に洪水や内水氾濫がしばしば発生し、大きな被害を受けてきたが、治水対策等を順次実施することで、古くから水害常襲地帯であった荒川や入間川流域の低地帯では被害がかなり減少している。</p> <p>その反面、台地周辺の中小河川流域で市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が減少し、雨水の流出量が増えるなど、いわゆる都市型の水害の発生が見られるようになった。</p> <p>特に、近年は局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、本市においても時間当たり40mm以上の降雨が発生し、中小河川流域や市街地を中心とした浸水被害が発生している。</p> <p>今後もこれまでにない厳しい気象現象が起りうる環境下において、本市は、その地理的・地形的条件から、大きな浸水被害を受ける危険性を有している。</p> <p>このため、これらの災害が発生した場合であっても被害をできる限り少なくするために、本市は風水害に強い都市環境の整備、体制づくり及び市民との協働を大きな柱として、次に示す風水害予防計画を推進する。</p>
102	新： 3-5	<p>(2) 洪水ハザードマップの公表</p> <p>平成13年に水防法が改正され、国土交通大臣は、洪水予報を行う河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図る</p>	<p>(2) 洪水ハザードマップの公表</p> <p>平成13年に水防法が改正され、国土交通大臣は、洪水予報を行う河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図る</p>

	<p>ため、平成17年7月8日荒川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、併せてその浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表した。</p> <p>荒川のはん濫による浸水想定区域は、おおむね200年に一回程度降るとされている大雨（3日間の総雨量が荒川については548mm程度）が降り、かつ堤防が決壊した場合に浸水が想定される区域と深さを表示したものである。</p> <p>これに対し、県では、平成18年5月26日、新河岸川について水防法に基づく浸水想定区域（本市を含む8市1町が対象となる。）を指定した。これは、県内の県管理河川では最初の指定であるが、100年に一回程度の降雨により、新河岸川がはん濫した場合に浸水が想定される区域と深さを示したものである。</p> <p>また、平成17年5月の水防法の改正により、浸水想定区域の指定があった場合、関係市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水予想区域ごとに浸水予想の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難所などについて住民に周知させるため、洪水ハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずることとなった。</p> <p>そのため、本市では、平成20年度に、洪水ハザードマップを作成し公表している。</p>	<p>ため、平成17年7月8日荒川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、併せてその浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表した。</p> <p>荒川のはん濫による浸水想定区域は、おおむね200年に一回程度降るとされている大雨（3日間の総雨量が荒川については548mm程度）が降り、かつ堤防が決壊した場合に浸水が想定される区域と深さを表示したものである。</p> <p>これに対し、県では、平成18年5月26日、新河岸川について水防法に基づく浸水想定区域（本市を含む8市1町が対象となる。）を指定した。これは、県内の県管理河川では最初の指定であるが、100年に一回程度の降雨により、新河岸川がはん濫した場合に浸水が想定される区域と深さを示したものである。</p> <p>また、平成17年5月の水防法の改正により、浸水想定区域の指定があった場合、関係市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水予想区域ごとに浸水予想の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難所などについて住民に周知させるため、洪水ハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずることとなった。</p> <p>そのため、本市では、現在（平成20年度）、洪水ハザードマップを作成中である。</p>
103	<p>新： 3-6</p> <p>1. 2 河川・下水道の整備</p> <p style="text-align: center;">【河川課、下水道整備課】</p> <p>四方を河川に囲まれた本市は、治水事業が重要な役割を担っている。特に、近年多発する集中豪雨等による浸水被害が各地区で発生していることから、治水対策が求められている。</p> <p>治水事業については、国土交通省が<u>荒川右岸堤防の嵩上げや、入間川右岸の排水樋管の改築など、</u>水害を軽減するための築堤事業や樋門新設事業等を行っている。</p>	<p>1. 2 河川・下水道の整備</p> <p style="text-align: center;">【河川課、下水道整備課】</p> <p>四方を河川に囲まれた本市は、治水事業が重要な役割を担っている。特に、近年多発する集中豪雨等による浸水被害が各地区で発生していることから、治水対策が求められている。</p> <p>治水事業については、国土交通省が「入間川越辺川等緊急対策特定期間事業」における「入間川築堤改修事業・大谷川合流部改修事業」などにより、水害を軽減するための築堤事業や樋門新設事業等を行っている。</p>

		<p>また、県では、新河岸川激特事業として、新河岸川の改修事業、調整池新設・増設、樋門設置を行い、不老川でも河道改修、調整池等の整備を推進している。</p> <p>本市も、このような事業との整合性を図りながら、治水整備基本計画（平成11年3月策定）に基づき、内水排除ポンプの設置、雨水管きよ整備、雨水調整池整備、河川整備等を計画的に推進してきた。しかし、市域をまたいで流域を持つ久保川では、過小断面による甚大な被害が発生しており、その対策が求められている。</p> <p>なお、本市の下水道の雨水整備状況は、整備面積1,737ha、整備率54.0%、管きよ延長は、合流管約148km、分流雨水管110kmとなっている。</p>	<p>また、県では、新河岸川激特事業として、新河岸川の改修事業、調整池新設・増設、樋門設置を行い、不老川でも河道改修、調整池等の整備を推進している。</p> <p>本市も、このような事業との整合性を図りながら、治水整備基本計画（平成11年3月策定）に基づき、内水排除ポンプの設置、雨水管きよ整備、雨水調整池整備、河川整備等を計画的に推進してきた。しかし、市域をまたいで流域を持つ久保川では、過小断面による甚大な被害が発生しており、その対策が求められている。</p> <p>なお、本市の下水道の雨水整備状況は、整備面積1,734ha、整備率53.9%、管きよ延長は、合流管約148km、分流雨水管108kmとなっている。</p>
104	新： 3-20	<p>第11 帰宅困難者対策</p> <p>本市からは、毎日約 90,000 人の市民が他市区町村に通勤・通学（都内へは約 38,000 人）しており、首都圏で大規模水害が発生した場合には、多くの人が東京など市外で帰宅困難者になることが予想される。</p> <p>また、本市には、市外から毎日約 80,000 人が通勤・通学しており、さらに、年間約 600 万人もの観光客が訪れている。これらの人たちも道路の損壊や交通機関の停止により市内で帰宅困難者となることが予想される。</p> <p>そのため、本市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、市外からの観光客等に対しても災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、埼玉県及び関係機関等と協議し、実施していく。</p> <p>本事項については 第2編 第2章 第2節 『第11 帰宅困難者対策』（p2-110）を準用する。</p>	(新規)
105	新： 3-20	<p>第12 鉄道・道路の災害予防</p>	(新規)

		<p><u>特殊な気象条件化において、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる事故の発生など鉄道・道路等の運行に支障が予想される。これらが発生した場合の被害等の軽減方策の強化について、以下のような対策を講じるよう関係機関に要請する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風速計の新設等による風の観測体制の整備 ・風観測の手引き等の作成 ・暴風設備の手引きの作成 ・運転規則、突風対策についての調査・研究 	
106	新： 3-22	<p>第1 防災意識の高揚</p> <p>風水害による被害を未然に防止し軽減するうえで、市民の果たす役割は極めて大きいことから、市民が生涯を通じた学習活動により防災行動力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。</p> <p><u>特に近年、大規模な竜巻被害が発生しており、平成25年9月には熊谷市、越谷市、松伏町等で大きな被害を発生させた。竜巻等突風の予測は困難であるが、これが発生したときに適切な行動をとることができれば人的被害を軽減することは可能である。</u></p> <p><u>防災訓練時等の際に、内閣府が公表するパンフレット「竜巻等突風災害とその対応」等を紹介する等、一般市民に対して竜巻等突風のメカニズムや、竜巻等突風に遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。</u></p>	<p>第1 防災意識の高揚</p> <p>風水害による被害を未然に防止し軽減するうえで、市民の果たす役割は極めて大きいことから、市民が生涯を通じた学習活動により防災行動力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。</p>
107	新： 3-23	<p>② 実施方法</p> <p>本市、水防団及び消防組合が相互に協力して実施する。<u>また、河川管理者も訓練へ参加する。</u></p>	<p>② 実施方法</p> <p>本市、水防団及び消防組合が相互に協力して実施する。</p>
108	新： 3-25	<p>4.2 社会福祉施設等の災害時要援護者に対する安全対策</p> <p>【福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、介護保険課、子育て支</p>	<p>4.2 社会福祉施設等の災害時要援護者に対する安全対策</p> <p>【福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、介護保険課、子育て支</p>

	<p>援課、保育課】</p> <p>各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な災害時要援護者の迅速な避難活動を支援するため、日ごろから連絡先を把握し、避難勧告等の伝達体制づくりに努める。</p> <p>特に、荒川がはん濫した場合、市域東側の広い範囲が浸水すると予想されることから、浸水想定区域内の社会福祉施設等は、<u>平常時から円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努める</u>。また水害時は施設入所者の状況の把握に努め、伝達される洪水情報や避難準備情報等に応じて迅速な対応を行うこととする。</p> <p>なお、各施設への水防情報の伝達方法は、ファクシミリを基本とする。</p>	<p>援課、保育課】</p> <p>各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な災害時要援護者の迅速な避難活動を支援するため、日ごろから連絡先を把握し、避難勧告等の伝達体制づくりに努める。</p> <p>特に、荒川がはん濫した場合、市域東側の広い範囲が浸水すると予想されることから、浸水想定区域内の社会福祉施設等は、施設入所者の状況の把握に努め、伝達される洪水情報や避難準備情報等に応じて迅速な対応を行うこととする。</p> <p>なお、各施設への水防情報の伝達方法は、ファクシミリを基本とする。</p>
109	<p>新： 3-39</p> <p>1.1 注意報・警報等の情報 【防災危機管理課、河川課】</p> <p>熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報、<u>特別警報</u>、情報等を発表し、関係機関に通知する。熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等</p> <p>① 対象地域</p> <p>気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報、<u>特別警報</u>を発表する。指定する地域は、一次区分として埼玉県内を3つの地域に、二次区分として南部を3地域、北部を2地域に細分して行われる。</p> <p>本市は、南部（一次細分区域）の南中部（二次細分区域）に該当する。</p>	<p>1.1 注意報・警報等の情報 【防災危機管理課、河川課】</p> <p>熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報、情報等を発表し、関係機関に通知する。熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等</p> <p>① 対象地域</p> <p>気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次区分として埼玉県内を3つの地域に、二次区分として南部を3地域、北部を2地域に細分して行われる。</p> <p>本市は、南部（一次細分区域）の南中部（二次細分区域）に該当する。</p> <p>■埼玉県の地域細分</p>

- 埼玉県の地域細分
(図省略)
- 埼玉県の地域細分
(図省略)

② 注意報及び警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次に掲げる「■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準」とおりである。

■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準（一次細分区域：南部、二次細分区域：南中部）

種 類	発 表 基 準	
注 意 報	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
	強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
	大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 1 時間雨量が30mm以上の場合 3 時間雨量が50mm以上の場合 土壌雨量指数が79
	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
	着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
	霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合
	竜巻注意情報	竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階
	※地面現象注意報	地面現象 大雨、大雪等による山くずれ、がけ崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
	※浸水注意報	浸水注意報 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

- (図省略)
- 埼玉県の地域細分
(図省略)

② 注意報及び警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次に掲げる「■注意報・警報の種類及び発表基準」とおりである。

■注意報・警報の種類及び発表基準（一次細分区域：南部、二次細分区域：南中部）

種 類	発 表 基 準	
注 意 報	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
	強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
	大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 1 時間雨量が30mm以上の場合 3 時間雨量が50mm以上の場合 土壌雨量指数が79
	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
	着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
	霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合
	※地面現象注意報	地面現象 大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
	※浸水注意報	浸水注意報 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

			洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 1 時間雨量が30mm以上かつ総雨量が60mm以上 3 時間雨量が50mm以上かつ総雨量が60mm以上
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報		一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		水防活動用洪水注意報	洪水注意報		一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報		平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			暴風雪警報		平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			大雨警報		大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1 時間雨量が50mm以上 土壌雨量指数が99
			大雪警報		大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合
		※地面現象警報	地面現象警報		大雨、大雪等による山くずれ、がけ崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合
		※浸水警報	浸水警報		浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			洪水警報	洪水警報	
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報		一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用洪水警報	洪水警報		一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
特別警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	大雨特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
			暴風特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
			暴風雪特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
			大雪特別警報		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注) ・発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

- ・土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。
- ・流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

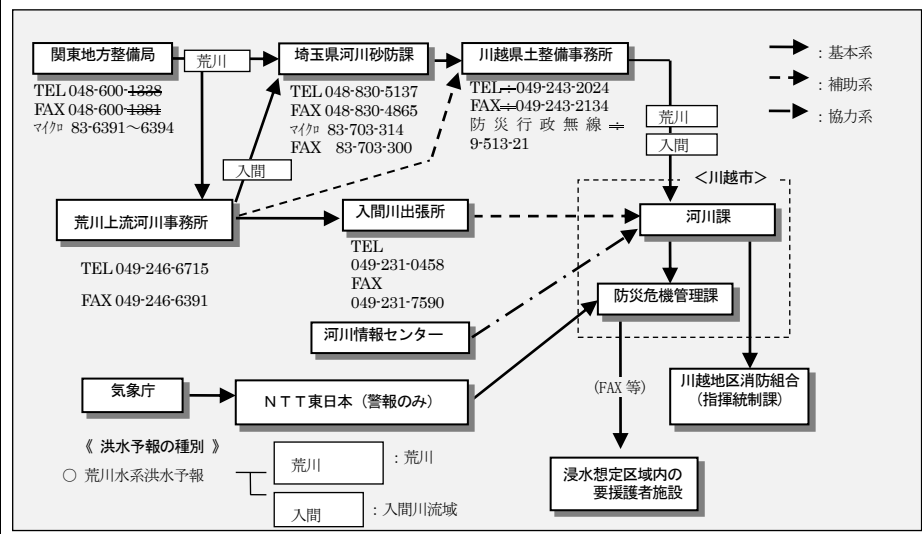
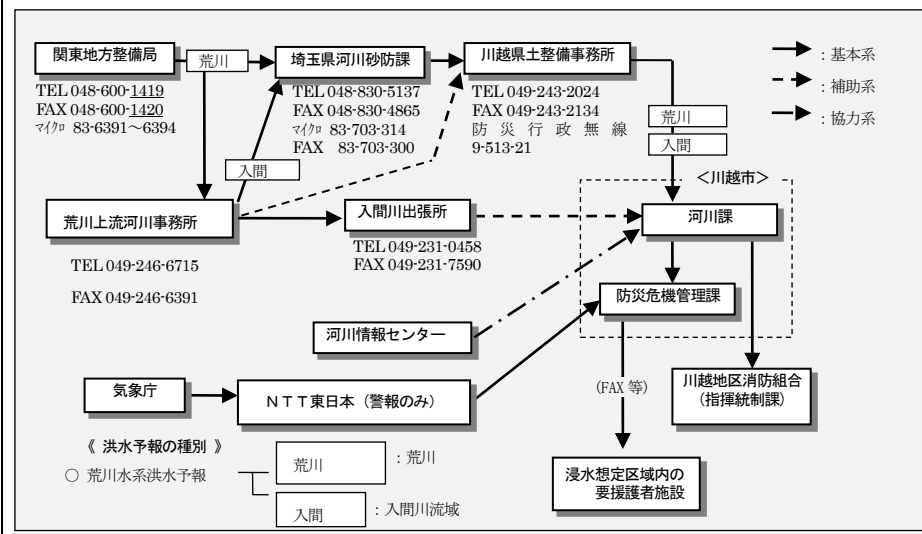
			洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 1 時間雨量が30mm以上かつ総雨量が60mm以上 3 時間雨量が50mm以上かつ総雨量が60mm以上
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報		一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		水防活動用洪水注意報	洪水注意報		一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報		平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			暴風雪警報		平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			大雨警報		大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1 時間雨量が50mm以上 土壌雨量指数が99
			大雪警報		大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合
		※地面現象警報	地面現象警報		大雨、大雪等による山くずれ、がけ崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合
		※浸水警報	浸水警報		浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			洪水警報	洪水警報	
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報		一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用洪水警報	洪水警報		一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

注) ・発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

- ・土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。
- ・流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。
解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。
- ・地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。

解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。
 ・地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。

110 新:
3-45



111 新:
3-59

(2) 避難勧告・指示等の発令基準

本市に対しては、洪水予報河川である荒川、入間川及び小畔川はもとより、平成18年5月26日に水位情報周知河川に指定された新河岸川についても、はん濫注意水位等の水防情報が伝達される。

また、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）の危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報が伝達される。

そのため、避難情報の発令に際しては、これら水防情報・土砂災害警戒情報等を参考に判断するものとする。

避難勧告、指示等の発令は、次の基準に従い住民等に伝達する。

国土交通省大臣又は埼玉県知事は市長の行う避難のための立ち退きの勧告若しくは指示又は屋内退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長に通知に関わる事項を通知する。

■避難勧告・指示等の発令基準

(2) 避難勧告・指示等の発令基準

本市に対しては、洪水予報河川である荒川、入間川及び小畔川はもとより、平成18年5月26日に水位情報周知河川に指定された新河岸川についても、はん濫注意水位等の水防情報が伝達される。

また、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）の危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報が伝達される。

そのため、避難情報の発令に際しては、これら水防情報・土砂災害警戒情報等を参考に判断するものとする。

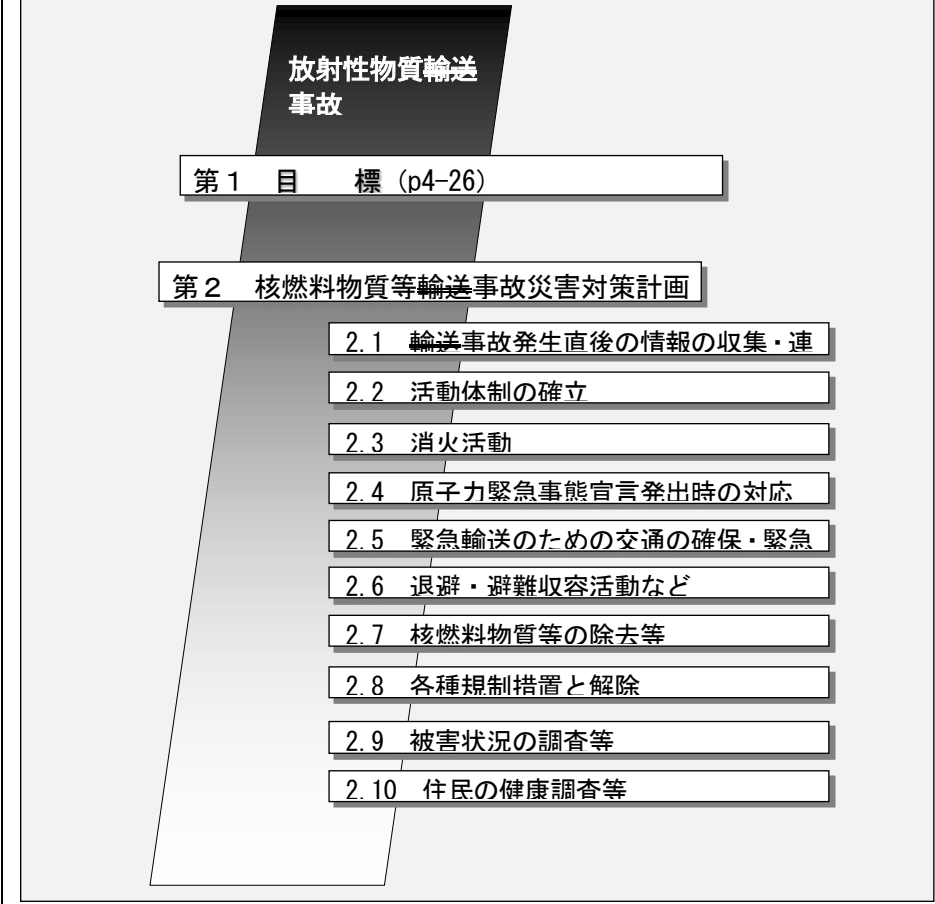
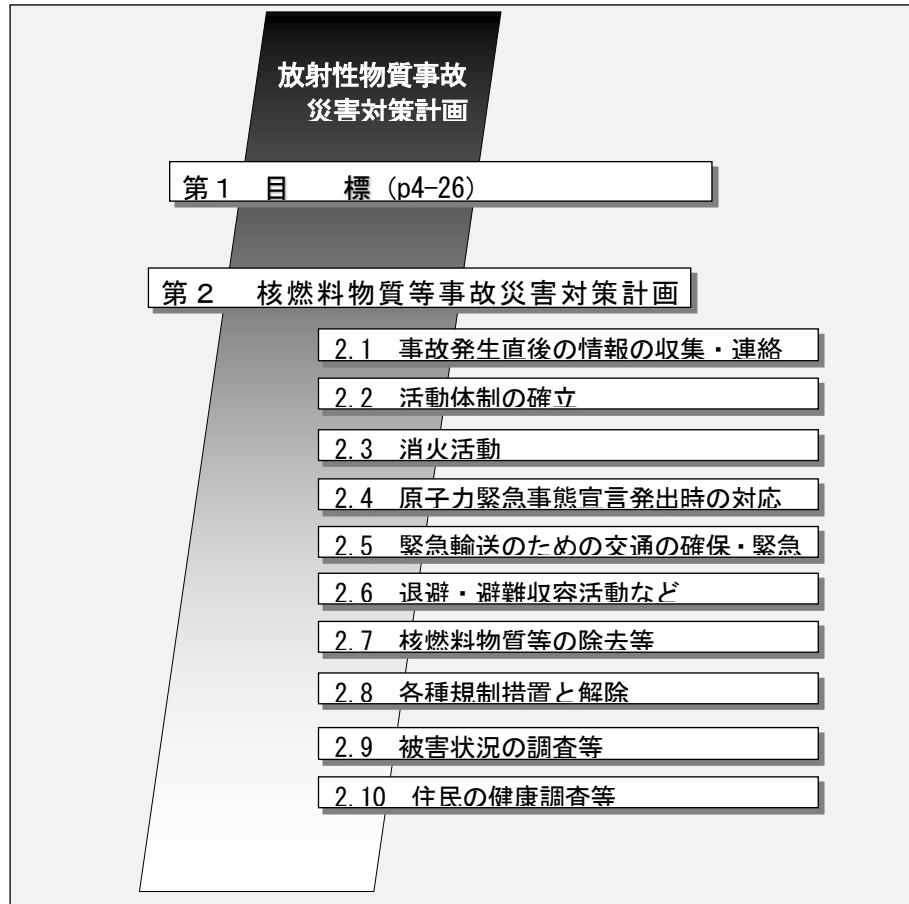
避難勧告、指示等の発令は、次の基準に従い住民等に伝達する。

■避難勧告・指示等の発令基準

種別	基準	種別	基準
避難準備 情報 (災害時要援 護者 に対する 避難情 報)	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川(治水橋)の水位が「はん濫注意水位」(7.50m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(小ヶ谷)の水位が「はん濫注意水位」(2.50m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(菅間)の水位が「はん濫注意水位」(8.00m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(新富士見橋)の水位が「はん濫注意水位」(AP.49.10m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○小畔川(八幡橋)の水位が「はん濫注意水位」(3.50m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○新河岸川(宮戸橋)の水位が「はん濫注意水位」(AP.6.00m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった時。 	避難準備 情報 (災害時要援 護者 に対する 避難情 報)	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川(治水橋)の水位が「はん濫注意水位」(7.50m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(小ヶ谷)の水位が「はん濫注意水位」(2.50m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(菅間)の水位が「はん濫注意水位」(8.00m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(新富士見橋)の水位が「はん濫注意水位」(AP.49.10m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○小畔川(八幡橋)の水位が「はん濫注意水位」(3.50m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○新河岸川(宮戸橋)の水位が「はん濫注意水位」(AP.6.00m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった時。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川(治水橋)の水位が「避難判断水位」(10.8m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(小ヶ谷)の水位が「避難判断水位」(3.40m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(菅間)の水位が「避難判断水位」(10.6m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(新富士見橋)の水位が「避難判断水位」(AP.49.55m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○小畔川(八幡橋)の水位が「避難判断水位」(4.10m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○新河岸川(宮戸橋)の水位が「避難判断水位」(AP.7.00m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○土砂災害警戒情報が発令され、かつ、急傾斜地崩壊危険箇所等で崩壊が発生する可能性が高まった時。 ○その他人命に危険があると認められる時。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川(治水橋)の水位が「避難判断水位」(10.8m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(小ヶ谷)の水位が「避難判断水位」(3.40m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(菅間)の水位が「避難判断水位」(10.6m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○入間川(新富士見橋)の水位が「避難判断水位」(AP.49.55m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○小畔川(八幡橋)の水位が「避難判断水位」(4.10m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○新河岸川(宮戸橋)の水位が「避難判断水位」(AP.7.00m)に達し、さらに水位の上昇が予測される時。 ○土砂災害警戒情報が発令され、かつ、急傾斜地崩壊危険箇所等で崩壊が発生する可能性が高まった時。 ○その他人命に危険があると認められる時。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○破堤(堤防の決壊)、越水(堤防からの水の流出)、溢水(掘割河川からの水の流出)を確認した場合 ○河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認した場合 ○条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は危険区域に残留者がある場合 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○破堤(堤防の決壊)、越水(堤防からの水の流出)、溢水(掘割河川からの水の流出)を確認した場合 ○河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認した場合 ○条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は危険区域に残留者がある場合

112	新： 3-60	<p>(3) 避難勧告・指示等の伝達内容と伝達方法</p> <p><u>避難勧告又は指示は、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなどし、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、避難勧告又は指示は、次表の伝達内容を明示して行う。</u></p> <p>また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して、迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。</p> <p>なお、避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。</p>	<p>(3) 避難勧告・指示等の伝達内容と伝達方法</p> <p>市民に対し、避難勧告・指示を伝達する際には、次の伝達内容と伝達方法により、避難の必要性が伝わるよう配慮する。</p> <p>また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して、迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。</p> <p>なお、避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。</p>
113	新： 3-80	<p>第18 帰宅困難者への支援</p> <p><u>本市の震災対策の想定である「東京湾北部地震」が発生した場合、平成19年度埼玉県地震被害想定調査によると、本市から市外へ通勤及び通勤している90,041人のうち59,617人が帰宅困難になると予想されている。</u></p> <p><u>また、市外から本市に通勤・通学している79,116人、同様に、本市を訪れる年間約600万人（平成19年）の観光客についても、多くの者が本市において帰宅困難になると考えられる。</u></p> <p><u>そのため、本市では埼玉県及び東京都をはじめとする関係機関と連携し、帰宅困難者への支援を行うものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本事項については 第2編 第3章 第2節 『第20 帰宅困難者への支援』 (p2-292) を 準用する。</p> </div>	(新規)
114	新： 4-23	<p>第4節 放射性物質事故災害対策計画</p> <p>本市を通る自動車専用道路を利用して核燃料物質等の輸送が行われており、輸送中の事故により放射性物質事故災害の発生が想定されるほか、<u>市外での放射性物質事故の発生が想定される。</u></p> <p>本節では、迅速・的確な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体</p>	<p>第4節 放射性物質輸送事故災害対策計画</p> <p>本市を通る自動車専用道路を利用して核燃料物質等の輸送が行われており、輸送中の事故により放射性物質事故災害の発生が想定される。</p> <p>本節では、迅速・的確な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。</p>

制の確立について定める。



115 新：
4-24

第1 目標

本市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等を輸送するルートとなる自動車専用道路や、市外施設が想定される。

また、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等も想定され

第1 目標

本市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等を輸送するルートとなる自動車専用道路が想定される。

また、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等も想定される。

		<p>る。</p> <p>このうち、医療機関等の放射性同位元素使用施設においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。</p> <p>そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故および市外施設での事故によるものを中心とし、その他の場合にあつてはこれを準用するものとする。</p> <p>なお、本市を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。</p> <p>また、これらの対策を講ずる場合にあつては、埼玉県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。</p>	<p>このうち、医療機関等の放射性同位元素使用施設においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。</p> <p>そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあつてはこれを準用するものとする。</p> <p>なお、本市を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。</p> <p>また、これら対策を講ずる場合にあつては、埼玉県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。</p>
116	新： 4-25	<p>第2 核燃料物質等事故災害対策計画</p> <p>市域内で発生した核燃料物質等輸送事故災害に対して、本市及び関係機関が実施すべき応急対策について、次に示す。</p>	<p>第2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画</p> <p>市域内で発生した核燃料物質等輸送事故災害に対して、本市及び関係機関が実施すべき応急対策について、次に示す。</p>

		<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.1 事故発生直後の情報の収集・連絡</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.2 活動体制の確立</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.3 消火活動</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.4 原子力緊急事態宣言発出時の対応</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.6 退避・避難収容活動など</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.7 核燃料物質等の除去等</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.8 各種規制措置と解除</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.9 被害状況の調査等</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.10 住民の健康調査等</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.2 活動体制の確立</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.3 消火活動</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.4 原子力緊急事態宣言発出時の対応</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.6 退避・避難収容活動など</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.7 核燃料物質等の除去等</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.8 各種規制措置と解除</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.9 被害状況の調査等</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px auto; width: 80%;">2.10 住民の健康調査等</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> </div>
117	新： 4-25	<p>2.1 事故発生直後の情報の収集・連絡 【市、埼玉県、原子力事業者等】</p> <p>(1) 事故情報の収集・連絡</p> <p>① 核燃料物質の事故情報等の連絡</p> <p>原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村、埼玉県及び安全規制担当省庁などに通報するもの</p>	<p>2.1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡 【市、埼玉県、原子力事業者等】</p> <p>(1) 事故情報の収集・連絡</p> <p>① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡</p> <p>原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村、埼玉県及び安全規制担当省庁などに通報するものとす</p>

		とする。 なお、市は、事業者などから受けた情報について、埼玉県、安全規制担当省庁等、道路管理者、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。	る。 なお、市は、事業者などから受けた情報について、埼玉県、安全規制担当省庁等、道路管理者、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。
118	新： 4-26	② 核燃料物質の事故情報の収集・連絡系統 核燃料物質の事故情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。 ■核燃料物質の事故（特定事象）発生に係る連絡系統 (図省略)	② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。 ■核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統 (図省略)
119	新： 4-27	(1) 原子力事業者等の活動体制 事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を扱う者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずるものとする。 事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入り制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。 なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。	(1) 原子力事業者等の活動体制 事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずるものとする。 事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入り制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。 なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。
120	新： 4-27	(2) 消防機関の対応 核燃料物質事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び埼玉県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずるものとする。	(2) 消防機関の対応 核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び埼玉県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、 火災 の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずるものとする。
121	新： 4-32	(2) 供給体制の整備 市及び埼玉県は、放射性物質事故により飲料水の摂取制限が行われた場合を想定し、飲料水の供給体制の整備を図る。なお、特に乳児に優先的に飲料	(新規)

		水の供給を行う。	
122	新： 4-33	<p>(2) 被害調査</p> <p>市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退避・避難等の措置 ・ 立入り禁止措置 ・ 飲料水、飲食物の制限措置 ・ その他必要と認める事項 </div> <p>また、市及び埼玉県は、学校の校庭等における空間放射線量や、飲料水、農畜産物、浄水発生土、下水汚泥等に含まれる放射性物質の測定体制の整備を図る。</p>	<p>(2) 被害調査</p> <p>市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行うものとする。</p> <p>市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退避・避難等の措置 ・ 立入禁止措置 ・ 飲料水、飲食物の制限措置 ・ その他必要と認める事項 </div>
123	新： 4-33	<p>2.10 住民の健康調査等</p> <p>【市、埼玉県】</p> <p>市及び埼玉県は、<u>市内外から退避・避難した地域住民</u>に対し、必要に応じ外部被曝簡易測定等の健康調査を実施して住民の健康維持を図るなど、不安解消に努め、<u>民心の安定を図るものとする。</u></p> <p>また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、被ばく治療可能施設と連携を図り、収容等を行うものとする。</p> <p>なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。</p>	<p>2.10 住民の健康調査等</p> <p>【市、埼玉県】</p> <p>市及び埼玉県は、退避・避難した地域住民に対し、必要に応じ健康調査を実施して住民の健康維持を図るなど、不安解消に努めるものとする。</p> <p>民心の安定を図るものとする。</p> <p>また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、被ばく治療可能施設と連携を図り、収容等を行うものとする。</p> <p>なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。</p>